

第 125 号

令和 6 年度山梨県一般会計補正予算（第 13 号）

令和 6 年度山梨県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 550 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 545, 234, 744 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
13 繰越金		4,020,949	550	4,021,499
	1 繰越金	4,020,949	550	4,021,499
歳入合計		545,234,194	550	545,234,744

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		40,649,184	550	40,649,734
	1 総 務 管 理 費	17,600,463	550	17,601,013
歳 出 合 計		545,234,194	550	545,234,744

第 2 表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
<p>東京高等裁判所令和6年（行コ）第166号損害賠償請求義務付け（住民訴訟）請求、共同訴訟参加控訴事件の判決を不服として申し立てられる上告受理事件について訴訟代理委任契約を締結すること。</p>	<p>令和6年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から属する3月後の年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用）及び6,330千円（経済的利益が確保できない場合は0円）に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>

提案理由

東京高等裁判所令和6年（行コ）第166号損害賠償請求義務付け（住民訴訟）請求、共同訴訟参加控訴事件の判決を不服として申し立てられる上告受理事件の訴訟を進行するため、訴訟代理人弁護士との訴訟代理委任契約の締結に要する予算について追加補正する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。